

令和8年6月3日

令和8年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和8年6月3日会議提出議案一覧表

議案第 1 号	令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第 2 号	令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）	・・・	別冊
議案第 3 号	令和8年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第 4 号	令和8年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第 5 号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について	・・・	1
議案第 6 号	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・	3
議案第 7 号	財産の取得について	・・・	5
議案第 8 号	断水に伴う損害賠償の額を定めることについて	・・・	6
議案第 9 号	鳥羽市立地適正化計画の策定について	・・・	7
報告第 1 号	令和7年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・	8
報告第 2 号	令和7年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について	・・・	10

議案第5号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 6月 3日 提 出

令和8年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第14条第3項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る」の次に「。以下「個人番号カード等」という」を加え、「当該カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 6月 3日 提 出

令和8年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、葬祭補償額を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた鳥羽市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 取得財産及び数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 17,050,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 三重県津市垂水 99 番地の 1
三重トヨタ自動車株式会社
代表取締役 竹林 憲明 |

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

高規格救急自動車の老朽化に伴い、新たな車両の購入契約を締結したく、本提案とするものである。

議案第 9 号

鳥羽市立地適正化計画の策定について

鳥羽市立地適正化計画を別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 3 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

都市再生特別措置法第 8 1 条に基づき、持続可能で効率的な都市経営を実現するため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定等を内容とする立地適正化計画を策定したく、本提案とするものである。

報告第1号

令和7年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和8年 6月 3日 報 告

鳥羽市長 小竹 篤

令和7年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左			の			財		内	源	一	般	財	源
					既収入特定財源	未収入特定財源	繰入金	国・県支出金	之	の	他							
												繰入金						
2. 総務費	1. 総務管理費	防災対策事業	23,539,000	14,736,000	0	0	0	0	(市債)	14,700,000	36,000							
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	戸籍事務事業	3,154,000	3,154,000	0	0	0	(国)	3,154,000	0	0							
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	住民基本台帳事務事業	682,000	682,000	0	0	0	(国)	434,000	0	248,000							
3. 民生費	1. 社会福祉費	国民年金事務事業	305,000	305,000	0	0	0	(国)	305,000	0	0							
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	1,140,000	120,000	0	0	0	(国)	120,000	0	0							
5. 農林水産業費	1. 農業費	農業基盤整備事業	37,800,000	37,800,000	0	0	0	(県)	6,210,000	31,500,000	90,000							
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁業施設整備事業	207,452,000	207,452,000	繰入金	29,636,000	繰入金	177,816,000	0	0	0							
5. 農林水産業費	3. 水産業費	漁港整備事業	14,123,000	14,123,000	0	0	0	(県)	11,297,000	2,800,000	26,000							
6. 観光商工費	2. 商工費	中小企業支援事業	25,000,000	23,542,000	0	0	0	(国)	5,000,000	0	18,542,000							
6. 観光商工費	2. 商工費	地域振興券事業	261,300,000	252,911,000	0	0	0	(国)	217,000,000	0	35,911,000							
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	地方道路整備(交付金)事業	82,003,000	80,258,000	0	0	0	(国)	36,869,000	43,200,000	189,000							
7. 土木費	3. 河川費	河川改良事業	18,000,000	12,300,000	0	0	0	(市債)	0	12,300,000	0							
7. 土木費	7. 住宅費	住宅運営管理事業	27,000,000	22,702,000	0	0	0	0	0	0	22,702,000							
8. 消防費	1. 消防費	消防車両整備事業	13,662,000	13,662,000	0	0	0	(市債)	0	13,600,000	62,000							
9. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業	12,353,000	12,353,000	0	0	0	(国)	4,158,000	8,100,000	95,000							
合 計			727,513,000	696,100,000	繰入金	29,636,000	繰入金	267,040,000	(市債)	126,200,000	77,901,000							
					(県)	195,323,000												

令和8年6月3日 提出

鳥羽市長 小竹 篤

報告第2号

令和7年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和8年 6月 3日 報 告

鳥羽市長 小竹 篤

令和7年度 鳥羽市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費				円	円	円	円	円	耐震性貯水槽の制作に時間を要するため
		答志地区飲料用耐震性貯水槽設置工事	142,170,000	40,400,000	101,770,000	26,000,000	29,843,000	45,927,000	0		
1	資本的支出	1 建設改良費	21,000,000	0	21,000,000	12,000,000	5,320,000	3,680,000	0		国の補正予算を活用し実施するため
		鳥羽地区重要給水施設送配水管測量設計業務									
1	資本的支出	1 建設改良費	159,000,000	0	159,000,000	97,000,000	38,000,000	24,000,000	0		国の補正予算を活用し実施するため
		今浦地区重要給水施設配水管改良工事(1工区)									
1	資本的支出	1 建設改良費	25,440,000	0	25,440,000	11,000,000	12,000,000	2,440,000	0		国の補正予算を活用し実施するため
		答志地区飲料用耐震性貯水槽配管布設工事									
1	資本的支出	1 建設改良費	34,370,000	0	34,370,000	0	0	34,370,000	0		事業実施時期の平準化を図るため
		市道浜辺線外4線配水管改良工事									
1	資本的支出	1 建設改良費	74,809,000	28,100,000	46,709,000	0	0	46,709,000	0		漏水の危険性が高く早急に実施する必要があるため
		市道堅子磯部線配水管改良工事									